

内務省特報



○内務省告示第五百十五號

市制第三條及村制第三條ニ依リ昭和十四年十一月三日ヨ

リ神奈川縣鎌倉郡鎌倉町及腰越町ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ鎌

倉市ヲ置ク。

昭和十四年十月二十八日

内務大臣 小 原 直

○労務動態調査

戦時下の人的資源を全國隅々に至るまで調べあげて労務

動員計畫の重要資料にしようといふ劃期的な労務動態調査
は、十一月十八日労務管理調査委員會が官制が縣令第七百
七十九號を發布せられたので、先づ第一回を来る十二月末
施行以後毎年六月末と十二月末の年二回にわたりて行はれ
ることになつた。從來工場、事業場等の労務者については
種々の調査が行はれてゐたが、今度の労務動態調査では工

○地方制度改正特別委員任命

内務省では來議會に府縣制、市制、町村制等地方制度の
全般的改革案を提出することとなり過般地方制度調査會に
諮詢したが同會では特別委員會を設定して審議を進めるこ
ととなつた。

場労働者は勿論、苟くも他人に雇傭されてゐる者全部が原則として調査をうけるわけで工場事業場はもとより店員を雇つてゐる商店、從來は労務に關する一般的な調査から除外されてゐた學校(私立)、事務所、一人の家政婦を雇つてゐる家庭なども報告の義務があり、無論俳優、女優、女給女中、看護婦、エレベーターガール、マリンガール、エアガール、出前持、自前でない藝者まで、とにかく非常な廣範圍にわたつてゐる。除外されるものは、

○船員法による船員○醫師、歯科醫師、薬剤師○獸醫師
○年俸又は月俸を受けてゐるもので月額百圓を超える事務從業者○年齢十二歳未満又は六十歳以上の者。
となつてゐる。厚生省職業部では來週の省令公布を待つて員數、所在、異動、雇傭見込數、現在の雇傭者の前職等を記入する數百萬枚にのぼる調査票を全國へ配る一方約十五萬四千人の調査員を地方長官が委嘱し、市町村長の事務を助けるわけであるが、現在報告の義務を持つてゐるのは三百五十萬人位の見込みである。なほ要綱の主なるものは次

のやうである。

○市町村長は豫め調査用紙をその管内で労務者を有してゐる雇傭主に交付する○市町村長はこれを報告期限迄にまとめて所轄の職業紹介所長に提出する○職業紹介所で審査の上これは地方廳へ提出される○地方長官はこれを集計して厚生大臣に報告する。

労務管理調査委員會官制

第一條 労務管理調査委員會へ厚生大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮詢ニ應ジテ工場事業場ニ於ケル労働力ノ維持培養、作業能率ノ増進其ノ他労務管理ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ヘ厚生大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ヘ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨げズ以下略ス